

会議名	平成 27 年第 2 回国民健康保険運営協議会 会議結果(概要)
開催日時	平成27年8月28日(金) 午後7時30分～午後9時20分
開催場所	愛知川庁舎 大会議室
出席者	被保険者代表 石沼林三郎委員、中村きよ子委員 保険医・薬剤師代表 森野尚子委員、上林俊明委員 公益代表 辻信三委員、楠神征子委員、宇野久七郎委員
欠席者	被保険者代表 村川喜與一委員 保険医・薬剤師代表 中村公久委員
事務局	住民福祉部長 川村節子、収納管理主監 小杉善範 住民課課長 岡部得晴、係長 田中智子、主任 中山実貴、主事 隅山 誠 税務課課長補佐 北川 寛、係長 澤 孝明
傍聴者	0人
議 題	国民健康保険税率の見直しについて
審議内容	別紙のとおり
問い合わせ先	住民課 担当 中山 連絡先 0749-42-7692

(開会)

1) 会長あいさつ

みなさんこんばんは。前回に引き続き、国民健康保険税率の見直しということで審議してまいりますので十分な審議をよろしくお願いします。

2) 議事録署名(委員)の選出について

議長(会長)の指名により、辻信三委員、楠神征子委員に決定

3) 国民健康保険税率の見直しについて

事務局説明の後、質疑・応答

- ・(委員) 資料中の数字であるが愛荘町の場合は資産割があってもあまり総額に影響はないのか。二重課税という点については所得割でも所得税との二重課税となる。  
愛荘町の場合、山の方に行けば高齢者ばかりであるが、山や田があるので所得が無いにも関わらず、資産はある。その状況で資産割額が上がると自ずと払えない状況が出てくるのではないかと懸念があったので0にするという話であった。しかしこの資料で見るとあまり変わらない。どのくらいの世帯がこういう状況なのか。それについてはどう考えているのか。
- ・(事務局) この資料では資産割ありのケースでも現状より資産割を下げているので現行税率と資産割0との比較で考えればもう少し差が出ます。所得が無い世帯について資産割は負担になると考えています。
- ・(委員) 30年度から運営主体は県になるということであるが、必要税額のうち二分の一の不足が残っている状態であればその際どうなるか。
- ・(事務局) 二分の一不足が出ればその分の繰入を上乗せして県に納めることとなります。
- ・(委員) シミュレーションの税率が小数点第二になっているが実際に税率にするときは第一位で丸めることになるはずなので実際に使うような税率で算定してほしい。
- ・(委員) 支援・介護分については県内でも安いようであるがそれでも資料のような税率を設定することは無いと思うので実際に近い率でシミュレーション

した方が良い。

- ・(委員) 前回改正した24年度でそもそも資産割を無くしていく方向だった。いきなり無くすと激変になるので半分の6パーセントとした。県内でも7市町であり、これを見ていると山等が多いところが残っている。それほど売れるものでもないし、固定資産税もかかってくる。前回は医療分を見直した。その前が支援分・介護分だったためである。そのため今回は全てで少しだけ見直せばいいのではと考えている。基本的には累進課税ということで所得割を上げるのが説明しやすいのではないかと考えている。
- ・(事務局) 今回の資料では医療分についてはほぼ過不足のない形で数字がでています。支援と介護については6ページの方でも2,800万と1,900万不足しています。これらについては均等割、平等割および所得割でまかなっていくことになるので、所得割をはじめとして上げていくことになると思います。
- ・(委員) 所得割を増やすことで低所得者の支出も減り考慮したものとなると思う。医療分・支援分・介護分の所得割を上げるのが納得しやすいのでは。所得のある人に多く課税するという考え方で。
- ・(事務局) 医療分については賄えているという考え方です。
- ・(委員) 結局、税額はトータルで見ることになる。医療分が上がってないけど全体は上がっているという形はどうなのか。医療費の経過を見ているも先は読みにくいと考えるので。
- ・(委員) そもそも、医療・支援・介護と分けて考える必要があるのか。
- ・(事務局) 収入としては国保税として一本になりますがそれぞれに対応する必要額を税で徴収するという考え方なのでルールとして分けて考える必要があります。
- ・(委員) そうならば、支援・介護がアップしたので医療分も上げるという考え方はよくない。
- ・(事務局) 例えば介護であれば特定の年齢の方からいただくので整合性がとれなくなります。

- ・(委員) 医療分の増減に対応できるように、支援・介護を含め対応できるようにしとくべきなのでは。毎年見直すというのは無理があるので。平成30年度で広域化されたときに持ち出す金が多くならないようにしなければならぬ。
- ・(委員) 後期高齢者・介護の対象者はこれから増えていく一方だと思われ、介護保険そのものの金額も上がるかもしれない。全体として上げざるを得ない。介護保険料を上げるかどうかはここで議論する話ではないが、その補完を国保税でしているということか。
- ・(事務局) それぞれの加入している医療保険から拠出しています。
- ・(事務局) 40～64歳の方の介護保険分ということになります。
- ・(委員) 高齢化で医療費そのものも上がってくるので全体としては上げざるを得ないと思う。
- ・(委員) 今回は二分の一で最終的に0にするということでしょうか。
- ・(委員) 二分の一にすればそれが3年間続くということなので今回0という考え方でいいのではないか。少しわからない点があるが、広域化された際、税率はどうなるのか。上がるのか。
- ・(事務局) 県下で一本の税率になるのか、市町ごとに決めるのかは現時点では分かりません。
- ・(事務局) 財政の運営主体が県になれば徴収の方針は出されます。例えば1,000万をどのような割合で集めるのかといったような方針は出される予定ですが、必ずしも市町がそれに従う必要はないとの考え方が示されています。その状況がどれだけ続くかは分かりません。  
一本化を提案している市町もありますが、特に資産割をもっているところは困るので、簡単に統一ということはできないという考えは県も持っています。  
3年後にまた議論をしていかなければいけないと思います。
- ・(委員) 統一したらこのような議論が必要なくなるわけではないのか。繰入金が出るのも30年度までの話ではないのか。
- ・(事務局) 医療費の低い自治体には不公平になることもありますので、まだそのあたりは決まっています。

- ・(事務局) 将来は統一を目指すところですが、30年に統一されることは無いと思います。市町間の保険料の差が縮まってこないと統一は難しいと思います。
- ・(委員) 3年毎に見直しているが徐々に上げて、一般会計から繰入を減らそうとしている。0にしようとして一気に上げると収納率の関係もあると思う。そこで二分の一ずつ減らすといった考え方になった。何回かの改正で繰入を0にしていこうということでやってきた。
- ・(委員) 3年に一回見直すというのは決まっていることなのか。
- ・(事務局)： 今まではご意見により、3年毎にしていました。その時の状況に応じ、来年も見直すということも可能です。
- ・(委員) 合併時は旧2町の税率を合わせるために毎年していた覚えがある。
- ・(委員) 毎年見直すのであれば少しずつ上げていくこともできる。社会保険の人には、まさに二重の負担なので毎年少しずつ上げるのか今回一気に上げるのか。
- ・(委員) 毎年見直すというのは無理があると思う。基本的に上げていくという方向性があればまだしも、年毎の医療費で変動するのは良くないのである程度長期で検討することが必要。繰入をなくす方向に動かないといけないので。
- ・(事務局) 広域化があるので2年後にはもう一度ご議論いただくことになると思います。
- ・(事務局) 不足を完全に無くすとなると5万円ほど上がることとなります。その反面、資料の最後でもありますが大津市、東近江、愛荘町、豊郷町では不足の補てん分があります。大津市は1億8千万あまりということで非常に高額ですが被保険者が7万7千人程いるので、一人当たりになると2,300円ほどです。愛荘町でいくと5,800円になります。この4市町のなかでは一人あたりになると大きな負担を抱えているのが現状です。
- ・(委員) 繰入を無くさなければならぬのは当然のことなのでこれをいかに無くすかということだと思う。毎年改定するなら毎年議論して落とさないといけない。3年毎でやるなら今回0にするシミュレーションで考えなければならぬ。

- ・(委員) 3年毎に上げているが改正から3年後になるとどうなっているのか。補てん分は少なくなっているのか。医療費の伸びと税率を上げた影響はどのようなのか。
- ・(事務局) 医療費について25年度は減りましたが資料のとおり26年度は急激に上がっているの補てん分も上がっています。税率改正の時は一気に下がっている形です。
- ・(委員) 税率を上げても支出がどんどん増えているということか。26年度はなぜこれほど急激に上がっているのか。
- ・(事務局) 高額療養費の関係である共同事業拠出金が1億8,000万円から2億1,000万円程に上がっている。大きな病気が多かったのかもしれない。
- ・(事務局) 高度医療になってきて一人が一月700万円かかる事例もあります。
- ・(事務局) 脳等、急に悪くなって手術を受けると高度医療となり高額になります。26年度は前半に何人かそのような方がおられ上がってしまいました。
- ・(事務局) 被保険者からいつまで資産割をとるのかということは多く聞きます。前は縮小するというので減額させていただいており、またご議論いただくという形で説明しています。1,100万円程資産割でいただいておりますのでそれを無くせば所得割に転嫁しなければならないことになります。
- ・(委員) 所得割がなく、資産割があるという人は改善しなければならない。
- ・(事務局) 資産割が無くなって所得割が無いということは均等割と平等割にも多少変動がありますが所得がある方に転嫁されることになります。
- ・(委員) 収入がないのに固定資産税を払って資産割も払っている状況がある。収入がないのに税をとられるというのはおかしい。
- ・(委員) こういう世帯だけ特別な扱いはできるのか。
- ・(事務局) 全員同じ税率になるので難しいです。
- ・(委員) 資産割の率を下げても少しは残しておくべきか。
- ・(委員) 資産割を残す余地はあるのか。0にするしかないのか。
- ・(事務局) 資料にありますように現行が医療分6パーセント、支援・介護が1.5パーセントなので半分になると医療分3パーセント、支援・介護が0.6、7パーセントくらいになりその分は0にするよりは所得割の上昇率が軽減されることになる。

- (委員) 資料によると資産割は国保税全体の3パーセントとある。0にするか半分にするかということ。3パーセントが1.5パーセント。
- (事務局) 1,100万円を所得割に転嫁することは必要であるが、それに不足分の補てんも入る。1,100万円と4,200万円もしくはその二分の一を所得割で賄うこととなり、繰入を全額無くすと1世帯当り5万円ほどご負担いただくこととなります。不足の二分の一を税で補う場合であれば23,000円程となります。
- (委員) では資産割を残すか残さないかを決めたいと思います。今日の結論を踏まえ再度シミュレーションしていただきたい。
- (委員) 次年度以降の検討で資産割について検討することがあるのか、方針を定めないといけない。
- (委員) 無しということになれば、基本的には今後も無しということになると考えている。
- (委員) 採決します。資産割を0にするという方は挙手してください。  
(全員賛成)
- (委員) では賛成多数ということで今後はこの方向で進んでいきたいと思いません。では本日の審議はここまでとします。